

指定管理者の指定について（港区地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜） 補足説明資料 エレベーター緊急地震速報サービスについて

令和7年7月2日 資料No.6-3
建設常任委員会

気象庁の緊急地震速報で、いち早く揺れに対処。

緊急地震速報利用地震時管制運転

有償
利用可能

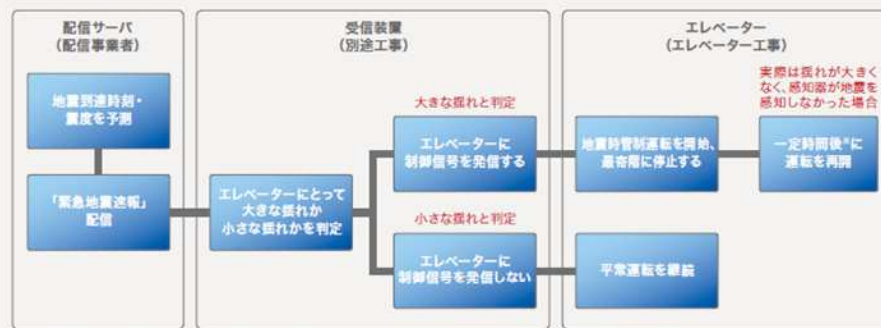
気象庁から地震発生時に配信される緊急地震速報^{※1}を元に、エレベーター設置場所への地震到達時刻や震度を予測^{※2}。大きな揺れが予想される場合には、エレベーターを最寄りの階に停止させます。地震の震源が約80km以上^{※3}離れている場合、初期微動より緊急地震速報の方が早く到達するため、途中の階を通過する高層建物用エレベーターでは特に効果的です。建物の揺れが小さい場合には、所定の時間が経過した後、自動的に通常の運転に復帰します。

※1 地震被害の軽減を目的に気象庁により開発されたシステムです。地震発生後、即座にデータを解析。地震情報を素早く各地に伝達します。

※2 緊急地震速報を配信する事業者にて予測を行います。

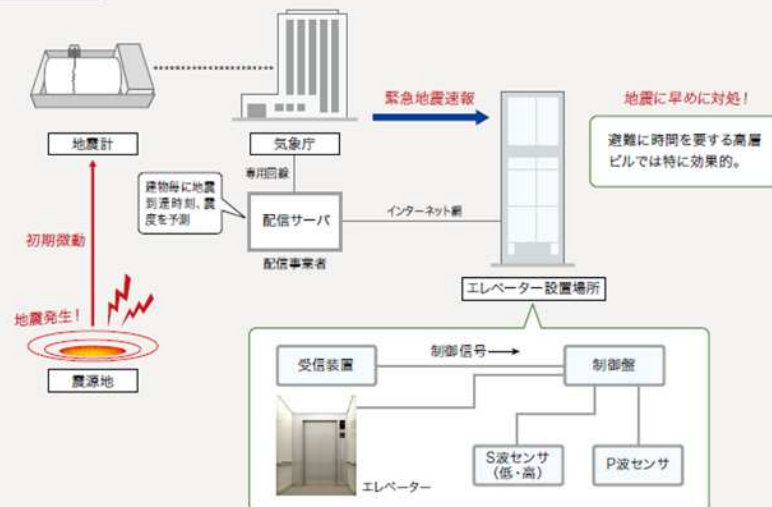
※3 震源の位置、深さや地震の規模などにより異なる場合があります。

運転動作フロー



※実際は揺れが大きくなり、感知器が地震を感じなかった場合、到達予想時刻から60秒後に地震時管制運転を解除します。

システム構成



出典：三菱エレベーターの地震対策

緊急地震速報サービスの仕様について

『緊急地震速報サービス契約書』より抜粋

甲：株式会社東急コミュニティー
乙：株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

第4条（本サービスの概要）

乙が提供する本サービスは、以下の通りとする。

①緊急地震速報サービス

乙は、気象庁（気象業務支援センター）が提供する緊急地震速報を、乙の配信サーバにおいて受信・解析した結果、第10条第2項に定める「閾値」以上の予測震度と到達予測時間が算出された場合、その結果を専用回線を通じて地震速報表示端末に配信し、地震速報表示端末から信号を対象設備に発信するサービスを提供する。

※第10条第2項に定める「閾値（いきち）」について

乙は、配信サーバに、本物件の位置する緯度・経度および地盤の「増幅率」を設定するものとし、また、地震速報表示端末に、対象設備に対し信号を送信する震度数値（「閾値」）を設定するものとする。但し、これら設定数値は、甲乙協議の上で定めるものとする。

導入の経緯について

平成25年4月1日付けで指定管理者（東急コミュニティー）と事業者（つなぐネットコミュニケーションズ）が契約を締結し、平成25年度より導入しております。